

健総第373号  
令和3年2月24日

島根県立総合福祉センター  
使用料減免承認を受けている皆様

島根県健康福祉部健康福祉総務課長  
(公 印 省 略)

島根県立総合福祉センターの使用料減免承認について（通知）

平素より本県の健康福祉行政の推進につきまして、格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため、松江市に島根県立東部総合福祉センター（通称：いきいきプラザ島根）を、浜田市に島根県立西部総合福祉センター（通称：いわみーる）を設置し、管理運営を行っているところです。

さて、島根県立総合福祉センターの使用料につきましては、一定の条件のもと、使用料減免を行ってきたところですが、昨年度、包括外部監査人による監査において、これらの施設の利用について、負担の公平化を図るため、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきとの意見を受け、その見直しを検討してきたところです。

つきましては、別紙により施設利用に係る減免団体承認基準の見直しを行うこととしましたので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

おって、令和3年9月1日以降に使用する場合で、引き続き減免団体承認を受ける団体及び新たに減免団体承認を受ける団体は、使用日の45日前までに必要書類を最寄りの総合福祉センター事務室へ申請してください。

なお、手続き等にご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【担当】

島根県健康福祉総務課  
総務情報グループ

○いきいきプラザ島根に関すること

担当：青木 TEL：0852-22-6253

○いわみーるに関すること

担当：池田 TEL：0852-22-6305